

アセス手続の要否の判定に係る考え方

神戸市環境影響評価等技術指針（平成25年4月改定）では、第2類事業において、実施計画書から評価書までの手続を必要と判定する場合の基本的な考え方を、次の通り定めている。

実施計画書から評価書までの手続の要否については、事業計画の内容が、この基本的考え方におかれて該当するか否かを基準として判断する必要がある。

<基本的考え方（神戸市環境影響評価等技術指針 抜粋）>

- ① 学校、病院等の人の健康の保護又は生活環境の保全上の配慮が特に必要な保全対象に対して、人の健康の保護又は生活環境の保全上の影響が第1類事業と同程度となるおそれがある場合
- ② 野生生物の重要な生息・生育の場としての自然環境、地域を特徴づける重要な自然環境などに対して、環境影響が第1類事業と同程度となるおそれがある場合
- ③ 環境基本法に基づき定められた環境基準の未達成地域において、環境基準未達成項目に係る環境影響が第1類事業と同程度となるおそれがある場合
- ④ 環境影響評価に関する条例（平成9年3月兵庫県条例第6号、以下「県条例」という。）と同種の対象事業であって、県条例に規定する対象規模要件に該当する第2類事業である場合
- ⑤ 当該事業において用いられる技術、工法等の実施事例が少なく、かつ、その環境影響に関する知見が十分でない場合
- ⑥ このほか、環境への影響の回避・低減が不十分であると認められる場合など、市長が必要と認める場合